

ごみステーション設置等補助金申請手続きについて

市のごみ収集を受けているごみステーションを新設または修繕する場合に、市から自治会様に対して総事業費に応じた補助金を交付しています。

補助金の交付を受ける際には、対象となるステーションを管理している自治会様より申請手続きを行っていただく必要があります。

手続きの流れとしては、

①交付申請書



補助金交付決定書の郵送、着工



②工事完了、実績報告書の提出



③補助金交付確定通知書の郵送、請求書の提出



指定口座への補助金の振込み

となります。

また、申請時には、見積書、位置図、設計書（修繕の場合は故障個所のわかる写真）が、実績報告時には、請求書または領収書の写し、位置図、写真が必要となりますのでご注意ください。

自治会自ら修理される場合は、見積書と請求書の日付にご注意ください。（物品の購入は、交付決定後に行っていただく必要があるため、見積書と請求書が同日発行されている場合は、実績報告時に受付する事ができません）また、自ら修理される場合は、基本的には材料費のみが補助対象となります。お茶代など食糧費は補助対象額には含みません。

補助金は、100円以下切り捨てとなりますので、書類を作成して頂く際に御留意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、当年度内に交付申請を頂きました新設及び修繕事業に関しましては、当年度内（3月31日）までに実績報告書を御提出下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。